

新宿区教育委員会会議録

平成24年第4回臨時会

平成24年12月10日

新宿区教育委員会

平成24年第4回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成24年12月10日(月)

開会 午後 6時24分

閉会 午後 6時31分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 主 査	

## 議事日程

### 選 挙

日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について

日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

---

◎ 開 会

○菊池委員長職務代理者 ただいまから、平成24年新宿区教育委員会第4回臨時会を開会します。

熊谷前委員長におかれましては、去る平成24年12月7日に、任期満了により教育委員を退任されております。

したがいまして、職務代理者である私が議事進行いたします。

そして、新たな委員が2人就任されておりますので、ここで次長から少し御紹介をお願いいたします。

○次長 それでは、12月3日の区議会で教育委員3名の任命の同意がございました。

うち羽原委員につきましては再任でございますので、新任の委員の方々を御紹介させていただきます。

今野雅裕委員です。

○今野委員 今野でございます。よろしくお願いいたします。

○菊池委員長職務代理者 酒井敏男委員です。

○教育長 酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○次長 以上です。

○菊池委員長職務代理者 本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

---

◎ 新宿区教育委員会委員長の選挙について

○菊池委員長職務代理者 本日は、まず委員長の選挙を行います。

「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」、事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙」は、教育委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項の規定に基づき、委員長を教育委員会で選挙するというものです。

なお、同項に「教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定されておりますので、教育長以外の委員の中から選挙をしていただきます。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められていますので、本日、平成24年12月10日より1年間となります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、被指名人を除いた出席委員全員の同意があった者をもって当選者といたします。

以上でございます。

○菊池委員長職務代理者 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。

御発議のある方はどうぞ。

○白井委員 選挙は、指名推選で行うことを提案いたします。

○菊池委員長職務代理者 ただいま、白井委員より指名推選の御提案がありました。

指名推選により行うということによろしいでしょうか。

[異議ありませんの発言]

○菊池委員長職務代理者 異議なしと認め、委員長の選挙は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言ある方はどうぞ。

○白井委員 委員長に菊池委員を推薦したいと思います。

○菊池委員長職務代理者 ただいま、私、菊池委員が指名推選されました。

ほかに御発言のある方はどうぞ。

[ありませんの発言]

○菊池委員長職務代理者 それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり菊池委員を委員長に決定することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

○菊池委員長職務代理者 それでは、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第1 新

宿区教育委員会委員長の選挙について」は、菊池委員で決定いたしました。

---

◎ 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

○菊池委員長 それでは、引き続き委員長として議事進行いたします。

「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 日程第2は、委員長職務代理者の指定に関するもので、ただいま委員長選挙が行われたため、新宿区教育委員会会議規則第7条第2項の規定により、改めて職務代理者を指定していただくものです。職務代理者の任期は1年とされており、今回指定を行う委員長職務代理者の任期は、本日、平成24年12月10日から1年間となります。

指定の方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

以上でございます。

○菊池委員長 それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りいたします。

御発議のある方はどうぞ。

○教育長 指定は指名推選で行うことを提案いたします。

○菊池委員長 ただいま、酒井教育長より指名推選の提案がありました。

指名推選により行うということによろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

○教育長 白井委員を推薦いたします。

○菊池委員長 ただいま白井委員が指名推選されました。

ほかに御発言のある方はどうぞ。

[ありませんの発言]

○菊池委員長 では、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり、白井委員を委員長職務代理者に決定することに、同意される方は挙手

をお願いします。

〔挙手全員〕

- 菊池委員長 それでは、被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」は、白井委員で決定いたしました。以上で、本日の選挙は終了いたしました。
- 

◎ 閉 会

- 菊池委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。
- 

午後 6時31分閉会